

兵庫県感染症対策連携協議会開催要綱

（目 的）

第 1 条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日号外法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 10 条の 2 の規定に基づき、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、兵庫県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 感染症法第 10 条に規定する県及び保健所設置市が定める予防計画（以下「予防計画」という。）に関すること
- (2) 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備に関すること
- (3) 予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有した連携の緊密化に関すること
- (4) 感染症法第 16 条第 2 項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときの当該感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な対策の実施に関すること

（運 営）

第 3 条 協議会は、別表 1 に掲げる委員により構成する。

- 2 専門の事項を調査協議させるため、協議会に別表 2 に掲げる専門委員を置く。

（座 長）

第 4 条 協議会の議事を進行するため、委員の互選により、座長を選任する。

- 2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

（会 議）

第 5 条 協議会の開催に係る委員の招集は保健医療部長が行う。

- 2 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ保健医療部長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 保健医療部長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（部会の開催）

第 6 条 協議事項の一部について、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）による協議が必要な場合は、部会を開催することができる。

- 2 部会を構成する委員等（以下「部会委員」という。）は、保健医療部長が指名する。
- 3 部会の議事を進行するため、部会委員の互選により、部会長を選任する。
- 4 部会長及び部会の運営については、第 4 条及び前条の規定を準用する。この場合

において、「委員」は「部会委員」と読み替える。

(謝 金)

第7条 委員等（県の職員である委員等を除く。）が協議会及び部会（以下「協議会等」という。）に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第5条第2項（第6条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、代理人が協議会等に出席したときは、代理人に対して、委員等と同額の謝金を支給する。

3 第5条第3項（第6条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、協議会等に委員等以外の者（県の職員である者を除く。）の出席を求めた場合、その者が求めに応じ協議会等に出席したときは、委員等と同額の謝金を支給する。

(旅 費)

第8条 委員等が協議会等に出席したときは、旅費を支給する。

2 第5条第2項（第6条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、代理人が協議会等に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

3 第5条第3項（第6条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、協議会等に委員等以外の者の出席を求めた場合、その者が求めに応じ協議会等に出席したときは、旅費を支給する。

4 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額とする。

(協議会等の開催に係る事務)

第9条 協議会等の開催に係る事務は、保健医療部疾病対策課において処理する。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表 1

団 体 等	役 職	氏 名
兵庫県保健所長会	会長	鷺見 宏
神戸市保健所	保健所長	楠 信也
姫路市保健所	保健所長	朝尾 直介
尼崎市保健所	保健所長	濱田 昌範
西宮市保健所	保健所長	福田 典子
あかし保健所	保健所長	宮村 一雄
兵庫県立加古川医療センター	感染対策部長	櫻井 敦
神戸市立医療センター中央市民病院	感染症科医長・感染管理室長	土井 朝子
(学識者)	神戸大学大学院医学研究科長・医学部長	村上 卓道
(学識者)	兵庫医科大学感染制御学准教授 感染制御部部長	中嶋 一彦
(学識者)	兵庫県立こども病院感染対策部長	笠井 正志
(学識者)	兵庫県災害医療センター副センター長	川瀬 鉄典
兵庫県下消防長会	会長	栗岡 由樹
兵庫県医師会	副会長	橋本 寛
兵庫県歯科医師会	会長	橋本 芳紀
兵庫県薬剤師会	会長	三宅 圭一
兵庫県看護協会	会長	丸山 美津子
兵庫県栄養士会	副会長	中森 良子
兵庫県病院協会	会長	大村 武久
兵庫県民間病院協会	会長	西 昂
兵庫県精神科病院協会	会長	深井 光浩
兵庫県老人福祉事業協会	会長	藤澤 徹
兵庫県知的障害者施設協会	会長	松端 信茂
神戸検疫所	所長	柏樹 悦郎
兵庫県立健康科学研究所	所長	今井 雅尚
兵庫県市長会	事務局長	林 千景
兵庫県町村会	事務局長	一幡 孝明
県	保健医療部長	山下 輝夫
県	病院事業副管理者	秋山 徹志

別表 2

団 体	役 職	氏 名
兵庫県医師会	常任理事	平林 弘久
神戸市健康科学研究所	所長	岩本 朋忠
県	保健医療部次長	田所 昌也
県	病院局長	梅田 孝雄